府令・省令

○内閣府、財務省、総務省、経済産業省　令第一号

株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二条第六号、第十八条第九項及び第三十二条の九第三項並びに株式会社地域経済活性化支援機構法施行令（平成二十一年政令第二百三十四号）第二条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）及び第六条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、株式会社地域経済活性化支援機構法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和五年十二月二十五日

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
財務大臣　鈴木　俊一
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　新藤　義孝

株式会社地域経済活性化支援機構法施行規則の一部を改正する命令

株式会社地域経済活性化支援機構法施行規則（平成二十一年内閣府、総務省、財務省、経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（金銭の貸付けその他金融に関する業務を行う事業者） **第三条**　法第二条第六号に規定する金銭の貸付けその他金融に関する業務を行う事業者で主務省令で定めるものは、次に掲げる者とする。 ［一～十一　略］ 十二　酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）第八十条第一項の規定により組織された酒造組合中央会で清酒及び単式蒸留焼酎に係るもの ［十三～二十　略］ （電磁的記録） **第五条**　法第十八条第九項に規定する主務省令で定めるものは、機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。 （書面をもって作られた議事録の備置き及び閲覧等における特例） **第八条**　法第十八条第八項に規定する議事録が書面をもって作られているときは、機構は、その書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を、機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルにより備え置くことができる。 2　［略］ （情報通信の技術を利用する方法） **第十四条の七**　法第三十二条の九第三項に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 一　［略］ 二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法	（金銭の貸付けその他金融に関する業務を行う事業者） **第三条**　法第二条第六号に規定する金銭の貸付けその他金融に関する業務を行う事業者で主務省令で定めるものは、次に掲げる者とする。 ［一～十一　同上］ 十二　酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）第八十条第一項の規定により組織された酒造組合中央会で清酒及び単式蒸留しようちゅうに係るもの ［十三～二十　同上］ （電磁的記録） **第五条**　法第十八条第九項に規定する主務省令で定めるものは、機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクその他これらに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。 （書面をもって作られた議事録の備置き及び閲覧等における特例） **第八条**　法第十八条第八項に規定する議事録が書面をもって作られているときは、機構は、その書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を、機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクその他これらに記録しておくことができる物をもって調製するファイルにより備え置くことができる。 2　［同上］ （情報通信の技術を利用する方法） **第十四条の七**　法第三十二条の九第三項に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 一　［同上］ 二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに記録する方法に準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（第十四条の九第一項第二号において「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法
2　［略］ （情報通信の技術を利用した承諾の取得） **第十四条の九**　令第二条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。第一号において同じ。）及び第六条第一項に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 一　［略］	2　［同上］ （情報通信の技術を利用した承諾の取得） **第十四条の九**　令第二条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。第一号において同じ。）及び第六条第一項に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 一　［同上］